

① 暴力団事務所に対する規制強化

暴力団事務所の規制範囲拡大

改正

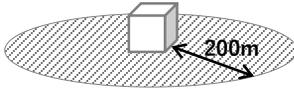
従来：学校等の周辺200m以内での開設・運営禁止
（「点」での規制）

追加：都市計画法の用途地域内での開設・運営禁止
（「面」での規制）

※開設・運営は直罰 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※中止命令に違反した場合 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

県土総面積の約3.0% 令和4年現在：8市2町(※)の該当区域面積 約157km²



対象施設周辺
200mの範囲

県土総面積の約4.2%

令和4年現在：1,570施設(半径200m円として概算値、約197km²)

用途地域(住居系・商業系・工業系)
(工業専用地域除く)

(※ 和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、
田辺市、新宮市、紀の川市、有田川町、白浜町)



「点」規制

保護対象施設(学校等)
敷地周辺200m範囲

規制

「点」と「面」

拡大

違反→直罰(従来どおり)

イメージ図



「面」規制

☆色付部分は
全て規制対象

使用禁止命令→違反→罰則

イメージ図

② 暴力団の活動の潜在化・不透明化対策

暴力団員による 他人の名義利用禁止

- 暴力団員等が他人の名義を利用することの禁止
- 自己又は他人の名義を暴力団員に利用させることの禁止

新設

利益供与の幫助行為の禁止

- 暴力団員等が、事業者から利益供与を受けることを手助け(幫助)することの禁止

行政指導

(勧告・事実の公表)

新設

③ 行政指導(調査・勧告・事実の公表)に係る規定整備

規制強化

改正

従来、調査(行政指導の前提)の対象に「する/しない」としていた、境界となる条項を削除

暴力団に対する
全ての利益供与を
行政指導の対象に

規定整備

新設

暴力団事務所の使用禁止命令のための調査、その他他質な違反行為があって、調査だけでは目的を達成できない場合

関係場所の立入検査

[立入検査忌避、陳述拒否は]
20万円以下の罰金

原則、全ての利益供与事案は調査対象

調査の結果、必要があれば

是正措置を講ずるよう**勧告**

・調査拒否、虚偽回答をした場合

・勧告を拒否した場合

事実の公表